

長崎外国語大学学則

(令和4年4月1日改正)



学校法人 長 崎 学 院

長崎市横尾3丁目15番1号

長崎外国語大学学則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法に則り学校教育法の定める大学として、キリスト教精神に基づき、外国語と国際文化に関する知識を教授研究し、国際的な視野と円満な人格の涵養を図り、もって地域並びに人類社会の福祉と発展に寄与しうる人材を育成することを目的とする。

(宗教教育)

第2条 本学において教授研究する学問及び教育の基礎として、キリスト教に関する授業科目を設け、また宗教的礼拝を行う。

(自己点検・評価及び認証評価制度)

第3条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

(教育研究活動等の情報公表)

第3条の2 本学は、教育研究活動等の状況について、適切な体制を整え、たうえで、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、公表するものとする。

第2章 組織

(学部・学科、収容定員、目的)

第4条 本学が設置する学部、学科及びその収容定員等は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
外国語学部	現代英語学科	85名		340名
	国際コミュニケーション学科	85名	30名	400名
	計	170名	30名	740名

2 学部及び各学科の目的は、次のとおりとする。

(1) 外国語学部は、柔軟な思考力と異文化に対する感性を磨き、国際的な教養と外国語の実践的な運用能力を身につけることによって、地球市民として地域並びに国際社会の諸課題に主体的に取り組むことができる人材の育成を目的とする。

(2) 現代英語学科は、実践的な英語運用能力の練磨とグローバル化世界における文化的・経済的な多様な可能性や意義を探究することを通して、豊かな教養と専門性を身につけ、地球市民として地域並びに国際社会の諸課題に主体的に取り組むことができる人材の育成を目的とする。

(3) 国際コミュニケーション学科は、ドイツ、フランスを中心とするヨーロッパ・EU文化圏、中国、韓国、日本を中心とするアジア文化圏の言語・社会・文化を学び、多文化共生の多様な可能性や意義を探究することを通して、豊かな教養と専門性を身につけ、地球市民として地域並びに国際社会の諸課題に主体的に取り組むことができる人材の育成を目的とする。

3 本学は、前項の目的を踏まえて、学部及び学科において、次の各号に掲げる方針を定め、公表するものとする。なお、第2号の方針を定めるに当たっては、第1号の方針との一貫性の確保に特に意を用いるものとする。

(1) 卒業認定及び学位授与に関する方針

(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針

(3) 入学者の受入れに関する方針

(センター)

第5条 本学の教育、研究、国際交流又は社会連携を支援、推進する組織として、次のセンターを置く。

- (1) 教育研究メディアセンター
- (2) 国際交流センター
- (3) キャリアセンター
- (4) 教職センター
- (5) 学修支援センター
- (6) 社会連携センター
- (7) 新長崎学研究センター

2 前項のセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(学長・副学長)

第6条 本学に学長を置く。学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 本学に副学長を置く。副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(学部長)

第7条 学部に学部長を置く。学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

(職員)

第8条 本学に教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項のほか、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 本学は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

4 教職員の組織等の詳細について別に定める。

(センター長)

第8条の3 第5条に掲げるセンターに次の通りセンター長を置く。

- (1) 教育研究メディアセンター長
- (2) 国際交流センター長
- (3) キャリアセンター長
- (4) 教職センター長
- (5) 学修支援センター長
- (6) 社会連携センター長
- (7) 新長崎学研究センター長

2 センターに副センター長を置くことができる。

(研修の機会等)

第8条の4 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けること、その他必要な取り組みを行うものとする。

2 前項に定める取り組みを実施するにあたっての必要な事項は、別に定める。

(客員教授・客員准教授)

第9条 本学に常時勤務する教員以外の者で、本学の教育若しくは研究に従事する者のうち、相当と認められる者に対しては、客員教授または客員准教授の称号を与えることができる。

(名誉教授)

第9条の2 本学の教授として勤務した者であって、教育上または研究上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 本学の学長を務めた者であって、特に功績のあった者に対し、名誉学長の称号を授与することができる。

3 前2項に関する規定は別に定める。

(専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員)

第9条の3 本学に専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であって、当該教員が1年につき6単位以上の授業科目を担当する場合には、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努める。

(大学協議会)

第10条 本学に、大学協議会を置く。

2 大学協議会は、次の教育研究に関する重要事項を審議する。

- (1) 本学の教育研究の基本方針に関する事項
- (2) 中長期計画及び年度計画に関する事項
- (3) 教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (7) 質保証に関する事項
- (8) 教育及び研究の状況について本学が行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他、本学の教育研究に係わる重要な事項

3 大学協議会に関し必要な事項は別に定める。

(教授会)

第11条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

3 前項に規定するもののほか、教授会は、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 第2項に定める教授会は、本学の学長及び専任の教授、准教授、講師をもって構成する。

5 教授会に関し必要な事項は別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第13条 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 春学期（前期） 4月1日から9月30日まで
- (2) 秋学期（後期） 10月1日から翌年3月31日まで
- (3) 前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、学長は学期の始期または終期を臨時に変更することができる。

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学の創立記念日 12月1日

- (4) 春季休業日 3月10日から3月31日まで
- (5) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで
- (6) 冬季休業日 12月23日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず必要がある場合には、学長は休業日を臨時に変更し又は臨時に休業日を定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、教育上必要がある場合は、休業日であっても授業を行うことができる。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第15条 本学の修業年限は4年とする。ただし、編入学、再入学又は転入学により入学した学生の修業年限は、入学した年次に対応した年限とする。

2 大学の学生以外の者として他の大学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の二分の一を超えてはならない

(長期にわたる教育課程の履修)

第15条の2 学生が職業を有している等の事情により、前条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する申し出があったときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(在学年限)

第16条 学生は、休学期間を除き8年を超えて在学することはできない。ただし、編入学、再入学又は転入学により入学した学生の在学年限は、修業年限の2倍に相当する年数を限度とする。

(学生の身分を有する期間)

第16条の2 学生の身分を有する期間は、学長が入学を許可した日から卒業を認定した日の属する月の末日までとする。ただし、学生の身分を有する期間の終期について、特別の事情がある場合は、別段の取扱いをすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、退学の許可を受けた者並びに除籍及び懲戒処分による退学となった者は、この限りでない。

第5章 入学、転入学、編入学及び再入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学期の始めとする。

(1年次入学資格)

第18条 本学の1年次に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により他大学に入学した者であって、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると本学が認めた者

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者
(1年次入学の出願)

第19条 本学の1年次に入学を志願する者は、入学願書に入学検定料及び他の所定書類を添えて願出するものとする。

(1年次入学者の選考)

第20条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(1年次入学手続き及び入学許可)

第21条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、定められた期日までに本学所定の書類を提出するとともに、第48条に定める
入学金並びに授業料等の学費を納入しなければならない。

2 前項の入学手続きを完了した者に対し、学長が入学を許可する。

(転入学並びに編入学)

第22条 編入学定員のほか2年次及び3年次に欠員がある場合、転入学または編入学志願者について選考を行い、教授会の意見を聴き、学
長が相当年次に入学を許可する。

(3年次転入学、2・3年次編入学の資格等)

第23条 本学の3年次に転入学または2年次・3年次に編入することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 大学又は専門職大学を卒業した者又は退学した者（大学又は専門職大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者）

(2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者

(3) 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者。

(4) 本学において、個別の入学資格審査により短期大学又は高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、20歳に達
した者。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

3 3年次に転入学または編入学することを許可された者の修業年限は2年とする。

4 2年次に編入学することを許可された者の修業年限は3年とする。

5 3年次に転入学または2年次・3年次に編入学を志願する者の出願、選考、入学手続き、及び入学許可に関しては、第19条、第20
条、第21条の規定を準用する。

(2年次転入学の資格等)

第23条の2 2年次に転入学することができる者は、次のとおりとする。

(1) 大学1年次の課程を修了した者

(2) 外国の大学において前号に準じる課程を修了した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

3 2年次に転入学することを許可された者の修業年限は3年とする。

4 2年次転入学を志願する者の出願、選考、入学手続き、及び入学許可に関しては、第19条、第20条、第21条の規定を準用する。

(再入学)

第24条 再入学は、大学を退学した者が再び入学を志望する場合に、選考の上これを許可する。

第6章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第25条 教育課程の編成は、本学の学部及び学科または課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に行うものと
する。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間
性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

4 一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、

教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

(授業の方法)

第25条の2 授業科目は、教養科目、専門科目及び語学科目とする。

2 授業科目の種類及び単位数は、別表1のとおりとする。

3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとする。

4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

5 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

6 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(成績評価基準の明示等)

第25条の3 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第25条の4 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(一年間の授業期間)

第25条の5 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第25条の6 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(教職課程)

第26条 本学に、教職課程を置く。

2 教育職員免許状を取得しようとする者は、教職に関する科目及び単位を修得しなければならない。

3 教職に関する科目は、別表2のとおりとする。

4 前の各項に定めるもののほか、教職課程に関し必要な事項は、別に定める。

(短期留学プログラム)

第26条の2 本学に外国人留学生のための短期留学プログラムを置く。

2 前項の科目は、別表3のとおりとし、短期留学プログラムに関し必要な事項は別に定める。

(特別の課程)

第26条の3 学長は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 本学の学生が前項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第27条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次のとおりとする。

(1) 教養教育科目については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、情報処理及びスポーツについては30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 専門教育科目については15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 言語教育科目については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、一部の科目については、授業内容の専門性及び授業時間外に

必要な学修等を考慮し、15 時間の授業をもって 1 単位とすることがある。

(4) 実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(5) 講義、演習、実習または実技のうち 2 以上の方法の併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮して定める授業時間をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、海外・国内研修を含む授業科目については、別に定める基準によるものとする。また、プロジェクト及び卒業研究については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めるものとする。

(履修科目の登録の上限)

第 27 条の 2 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

2 本学は、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、別に定める。

(評価及び単位の授与)

第 28 条 本学は授業科目を履修した学生に対しては、試験または別に定める適切な方法により学修の成果を評価し、単位を与える。

2 評価結果は、秀・優・良・可・不可をもって示し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。ただし、その他特別の必要があるときは、認または互をもって合格とする。

(履修及び単位修得)

第 29 条 授業科目の履修及び単位の修得に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生等)

第 29 条の 2 本学は、別に定めるところにより、本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下、この条において「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2 本学は、別に定めるところにより、本学の学生以外の者で学校教育法第 105 条及び学則第 26 条の 3 に規定する特別の課程を履修する者（以下、この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

3 科目等履修生及び特別の課程履修生に対する単位の授与については、第 27 条、第 28 条の規定を準用する。

(他大学等における授業科目の履修)

第 30 条 教育上有益と認められるときは、他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 31 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 32 条 教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第 29 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 30 条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 4 編入学者、転入学者等の既修得単位の認定については、別に定める。

(公開講座)

第 3 3 条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設する。

- 2 前項の公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 卒業及び学位

(卒業単位)

第 3 4 条 学生が本学を卒業するために必要とする修得単位数は、次のとおりとする。

科目分野	卒業に必要な単位	備考	
教養教育科目	36 単位以上	すべての学生は「キリスト教学 I・II」及び「外大と長崎」必修。日本人学生は「基礎演習 I・II・III」必修。留学生は「基礎演習 I・II」必修。留学生は専門教育科目及び言語教育科目において卒業要件を超えて修得した単位をもって、教養教育科目の単位に換えることができる。	
専門教育科目	40 単位以上	Gaidai プログラムの選択必修 6 単位以上を含む。	
言語教育科目	現代英語学 科	英語 24 単位以上	
	国際コミュニケーション学 科	専修言語 24 単位以上	ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、日本語のいずれかを専修言語として選ぶものとする。
自由選択科目	24 単位以上	他学科の科目を含め、どの科目分野からも自由に選択することができる。	
合計	124 単位以上		

(卒業認定)

第 3 5 条 本学に 4 年以上在学し、前条に定める単位数を修得した者については、学年又は学期の終わりに、教授会の議を経て、学長が卒業の認定を行う。

- 2 前項に規定する卒業の要件を欠くことが学生の身分を有する期間において判明した場合、教授会の意見を聴いて、認定の取消しを行うことがある。

(学位)

第 3 6 条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

第 8 章 転学科、留学、休学、復学、退学及び除籍

(転学科)

第 3 7 条 学生が、所属する学科から他の学科への所属変更（以下「転学科」という。）を希望するときは、選考のうえ許可することができる。

- 2 転学科に関し必要な事項は別に定める。

(留学)

第37条の2 学生は、外国の大学又は短期大学において修学しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 留学期間は、2年以内を原則とする。
- 3 留学期間は、修業年限及び在学年限に算入する。
- 4 学生が留学により修得した単位については、第30条第2項に定める規定を準用する。
- 5 前の各項に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第38条 学生は、疾病その他の特別な理由により2ヵ月以上継続して修学することができないときは、休学を願い出ることができる。

- 2 学長は、前項の願い出が正当と認められる場合は、休学を許可することができる。
- 3 休学期間は、1回の願い出について1年以内を原則とし、通算して4年を限度とする。
- 4 休学期間は、修業年限には算入しない。

(復学)

第39条 学生は、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第40条 学生は、引続いて在学することができないときは、学長の許可を得て退学することができる。

(除籍)

第41条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生については除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第16条に定める在学年限を超える者
- (3) 第38条に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 死亡

第9章 科目等履修生、聴講生、研究生、特別科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生等)

第42条 本学の学生以外の者で、本学が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について履修を希望する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生および聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第42条の2 本学において特殊の事項について研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別科目等履修生)

第42条の3 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で、本学の特定の授業科目を履修することを希望する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 特別科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第42条の4 外国人留学生として本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第42条の5 削除

(規則の準用)

第43条 第42条から第42条の3に定める学生は、正規課程の学生と同様に本学の規則を遵守しなければならない。

第10章 賞 罰

(表彰)

第44条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰する。

(懲戒)

第45条 本学の規則に違反し又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴き学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、譴責、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて、出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 懲戒の手続き等については、別に定める。

第11章 厚生施設

(学生寮)

第46条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する規則は、別に定める。

(保健室及びカウンセリング室)

第47条 本学に保健室及びカウンセリング室を置く。

- 2 保健室及びカウンセリング室に関する規程は、別に定める。

(図書館)

第47条の2 教育研究メディアセンター内にマルチメディアライブラリーを置く。なおマルチメディアライブラリーは、大学設置基準第38条に規定する「図書館」の要件を満たすものとする。

第12章 学 費

(入学検定料、入学金、授業料等の学費)

第48条 本学の入学検定料、入学金並びに授業料等の学費は、別表4のとおりとする。

- 2 入学金並びに授業料等の学費の納入期限、納入方法等に関しては、別に定める。

(納入した授業料等の学費)

第49条 納入した検定料、入学金並びに授業料等の学費は返還しない。ただし、入学手続き時の納入金については、所定の期日までに所定の方法で入学を辞退した者に限り、入学金を除き既に納めてある授業料等の学費を返還することができる。

(休学期間中の学費)

第50条 1学期を通じて休学する者は、当該学期の所定の期日までに別に定める在籍料を納入しなければならない。

(退学、停学の場合の授業料等の学費)

第51条 学期の途中で退学した者の当該期分の授業料等の学費は徴収する。

- 2 休学期間中の授業料等の学費は徴収する。

(復学の場合の授業料等の学費)

第52条 休学者が、学期の途中で復学する場合には、その学期の授業料等の学費の全額を納入しなければならない。

第13章 奨学制度

(奨学金)

第 5 3 条 成績優秀にして品行方正な学生及び経済的に修学が困難な学生に対しては、選考のうえ奨学金を貸与又は給付する。

2 奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

(留学派遣)

第 5 4 条 成績優秀にして品行方正な学生に対しては、選考のうえ外国に留学派遣する。

2 留学派遣に関し必要な事項は、別に定める。

第 1 4 章 その他

第 5 5 条 この学則の改廃は、教授会及び大学協議会の意見を聴き、理事会が決定する。

附 則

1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 4 条に定める学生の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 13 年から 15 年度までの間は、次のとおりとする。

学 科	13 年度	14 年度	15 年度
国際コミュニケーション学科	150 名	300 名	470 名

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 4 条に定める学生の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 16 年から 18 年度までの間は、次のとおりとする。

学 科	16 年度	17 年度	18 年度
国際コミュニケーション学科	670 名	700 名	730 名

附 則

1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この附則は、平成 17 年度の入学者から適用し、平成 16 年度以前の入学者には、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 25 条（別表 1 を含む。）、第 26 条（別表 2 ）、第 27 条、第 34 条の改正規定は、平成 19 年度の入学者及びその学年進行に相当する年次への編入学者から適用し、平成 18 年度以前の入学者には、なお、従前の学則による。

附 則

1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 28 条の改正規定は、平成 20 年度の入学者及びその学年進行に相当する年次への編入学者から適用し、平成 19 年度以前の入学者には、なお、従前の学則による。

附 則

1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 4 条に定める学生の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成 21 年から 23 年度までの間は、次のとおりとする。

学 科	21 年度	22 年度	23 年度
現代英語学科	85 名	170 名	255 名
国際コミュニケーション学科	675 名	590 名	495 名

計	760名	760名	750名
---	------	------	------

3 改正後の第 25 条（別表 1 を含む。） 、第 26 条（別表 2） 、第 27 条、第 34 条、第 37 条及び第 48 条（別表 3）の規定は、平成 21 年度の入学者及びその学年進行に相当する年次への編入学者から適用し、平成 20 年度以前の入学者には、なお、従前の学則による。

附 則

1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 26 条（別表 2）の規定は、平成 22 年度の入学者及びその学年進行に相当する年次の編入学者から適用し、平成 21 年度以前の入学者には、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 25 条（別表 1）の規程は、平成 25 年度の入学者及びその学年進行に相当する年次への編入学者から適用する。

3 平成 24 年度以前の入学者には、なお、従前の学則によるものとし、遡及して適用する授業科目については、履修規程または内規で定めようえ、平成 25 年度から適用する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する

附 則

1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 27 条の規程は、平成 28 年度以前の入学者へも遡及して適用する。

附 則

1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則は、平成 31 年度の入学者から適用し、平成 30 年度以前の入学者には、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、2020（令和 2）年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2021（令和 3）年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、2022（令和 4）年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

外国語学部現代英語学科及び国際コミュニケーション学科の学生は、所定の教育課程に従い、次の方法で卒業に必要な単位を修得しなければならない。

1. 教養教育科目は、以下にあげる必修科目の単位を含め、36 単位を修得すること。

(1) 「キリスト教学Ⅰ」(2 単位)、「キリスト教学Ⅱ」(2 単位)及び「外大と長崎」(1 単位)は必修とする。

- (2) 日本人学生は、「基礎演習Ⅰ」(2 単位)、「基礎演習Ⅱ」(2 単位)、「基礎演習Ⅲ」(2 単位)を必修とする。留学生は「基礎演習Ⅰ」(2 単位)、「基礎演習Ⅱ」(2 単位)を必修とする。
- (3) 留学生は、専門教育科目及び言語教育科目において卒業要件を超えて修得した単位をもって、教養教育科目の単位を補うことができるものとする。
2. 専門教育科目は、所属する学科の専門教育科目から 40 単位を修得すること。ただし、Gaidai プログラム A または B より選択必修 6 単位を含む。
- (1) 留学科目・海外体験科目及びその単位の認定方法については別に定める。
- (2) Gaidai プロジェクト科目及びその単位の認定方法については別に定める。
3. 言語教育科目は、現代英語学科は英語科目から 24 単位、国際コミュニケーション学科は 専修外国語から 24 単位を修得すること。国際コミュニケーション学科の学生は、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、日本語のいずれかを専修外国語として選ぶものとする。
4. 自由選択として 24 単位を修得すること。学生は、他学科の科目も含め、教養教育科目、専門教育科目、言語教育科目のいずれからも、自由に授業科目を選択し単位を修得することができるものとする。外国語学部現代英語学科及び国際コミュニケーション学科における教育課程は次に示すとおりである。

【教養教育科目】

現代英語学科及び国際コミュニケーション学科共通

科 目 名	単位数	
	必修	選択
キリスト教学Ⅰ	2	
キリスト教学Ⅱ	2	
外大と長崎	1	
言語学Ⅰ		2
言語学Ⅱ		2
情報処理Ⅰ		1
情報処理Ⅱ		1
スポーツⅠ		1
スポーツⅡ		1
哲学Ⅰ		2
哲学Ⅱ		2
歴史学Ⅰ		2
歴史学Ⅱ		2
文学Ⅰ		2
文学Ⅱ		2
芸術論Ⅰ		2
芸術論Ⅱ		2
グローバル化と多文化共生		2
地球環境論		2
法学Ⅰ（日本国憲法）		2
法学Ⅱ		2
政治学Ⅰ		2
政治学Ⅱ		2
経済学Ⅰ		2
経済学Ⅱ		2
社会学Ⅰ		2
社会学Ⅱ		2
社会福祉論		2
ジェンダー論		2
心理学Ⅰ		2
心理学Ⅱ		2
生命科学Ⅰ		2
生命科学Ⅱ		2
文化人類学Ⅰ		2
文化人類学Ⅱ		2
数学		2
地域活動・調査入門		2

卒業研究入門		2
【導入科目】		
基礎演習Ⅰ	2	
基礎演習Ⅱ	2	
基礎演習Ⅲ	2	
【留学生対象科目】		
基礎演習Ⅰ	2	
基礎演習Ⅱ	2	
教養日本文化Ⅰ		2
教養日本文化Ⅱ		2
教養日本文学Ⅰ		2
教養日本文学Ⅱ		2
教養日本社会Ⅰ		2
教養日本社会Ⅱ		2
基礎教養Ⅰ		4まで
基礎教養Ⅱ		4まで
基礎教養Ⅲ		4まで
基礎教養Ⅳ		4まで
日本伝統文化実習Ⅰ		1
日本伝統文化実習Ⅱ		1
【日本語教員養成課程科目】（注1）		
日本語教育概論		2
日本語学概論		2
【キャリア支援科目】		
キャリアプランニングⅠ		2
キャリアプランニングⅡ		2
キャリアプランニングⅢ		2
【任意科目】		
教養演習Ⅰ		2
教養演習Ⅱ		2
教養演習Ⅲ		2
教養演習Ⅳ		2
【単位互換科目】（注2）		
（「NICE キャンパス長崎」科目及び特別講座）		10まで

※この表の中から科目を開講する。

(すべての科目が毎年開講されるわけではない。)

(注 1) 日本語教員養成課程の学生は、「日本語教育概論」、「日本語学概論」は必修。

(注 2) 単位互換科目の履修及び単位認定条件等については別に定める。

【専門教育科目】

1 現代英語学科

科 目 名	単位数	
	必修	選択
【多文化国際協カログラム】		
カルチュラル・スタディーズ I		2
カルチュラル・スタディーズ II		2
異文化間コミュニケーション I		2
異文化間コミュニケーション II		2
国際関係論		2
国際協力論		2
比較宗教学 I		2
比較宗教学 II		2
比較文化論 I		2
比較文化論 II		2
メディア文化論 I		2
メディア文化論 II		2
長崎文化論 I		2
長崎文化論 II		2
世界の言語と文化 I		2
世界の言語と文化 II		2
世界の言語と文化 III		2
世界の言語と文化 IV		2
多文化国際協力演習 I		2
多文化国際協力演習 II		2
文化フィールドワーク I・II・III・IV		各 2
English for Study Transfer I		2
English for Study Transfer II		2
Designing and Communicating Research I		2
Designing and Communicating Research II		2
Communicative Cultural Exchange I		2
Communicative Cultural Exchange II		2
Media in Motion I		2
Media in Motion II		2
【国際ビジネスプログラム】		

会計学Ⅰ		2
会計学Ⅱ		2
経営学Ⅰ		2
経営学Ⅱ		2
グローバル経済		2
起業論		2
マーケティング論		2
ビジネス英語Ⅰ		2
ビジネス英語Ⅱ		2
ビジネス英語Ⅲ		2
ビジネス英語Ⅳ		2
国際開発論		2
国際金融論		2
国際企業論		2
国際ビジネス演習Ⅰ		2
国際ビジネス演習Ⅱ		2
【航空/観光ホスピタリティプログラム】		
観光学概論Ⅰ		2
観光学概論Ⅱ		2
観光英語Ⅰ		2
観光英語Ⅱ		2
エアラインホテルサービス論		2
ビジネス実務総論Ⅰ		2
ビジネス実務総論Ⅱ		2
旅行業務Ⅰ		2
旅行業務Ⅱ		2
エアラインホテル英語Ⅰ		2
エアラインホテル英語Ⅱ		2
ホスピタリティ論		2
ホスピタリティ演習Ⅰ		2
ホスピタリティ演習Ⅱ		2
観光学演習Ⅰ		2
観光学演習Ⅱ		2
【通訳・翻訳プログラム】		
通訳論		2
翻訳論		2
英語逐次通訳演習Ⅰ		2
英語逐次通訳演習Ⅱ		2
英語翻訳演習Ⅰ		2

英語翻訳演習Ⅱ		2
英語翻訳演習Ⅲ		2
英語翻訳演習Ⅳ		2
英語翻訳実習Ⅰ		2
英語翻訳実習Ⅱ		2
英語同時通訳演習Ⅰ		2
英語同時通訳演習Ⅱ		2
英語通訳実習Ⅰ		2
英語通訳実習Ⅱ		2
英語通訳実習Ⅲ		2
英語通訳実習Ⅳ		2
【英語専門職プログラム】		
英語文学研究入門Ⅰ		2
英語文学研究入門Ⅱ		2
英米文化研究入門Ⅰ		2
英米文化研究入門Ⅱ		2
英語学研究入門Ⅰ		2
英語学研究入門Ⅱ		2
英語音声学		2
発達心理学		2
英語科教育法Ⅰ		2
英語科教育法Ⅱ		2
英語科教育法Ⅲ		2
英語科教育法Ⅳ		2
英語文学研究演習Ⅰ		2
英語文学研究演習Ⅱ		2
英米文化研究演習Ⅰ		2
英米文化研究演習Ⅱ		2
英語学研究演習Ⅰ		2
英語学研究演習Ⅱ		2
早期英語教授法Ⅰ		2
早期英語教授法Ⅱ		2
児童英語教育実習		2
【日本語教員養成課程科目】		2
日本語学特論Ⅰ		2
日本語学特論Ⅱ		2
日本語教育特論Ⅰ		2
日本語教育特論Ⅱ		2
日本語教授法Ⅰ		2

日本語教授法Ⅱ		2
日本語教育実習Ⅰ		2
日本語教育実習Ⅱ		2
【留学プログラム科目】		
社会文化特別研究Ⅰ・Ⅱ		各6まで
社会文化特別研究Ⅲ・Ⅳ		各6まで
【Gaidaiプログラム科目】(注1)		
[A]		
海外留学事前研究		2
海外留学事後実習		1
海外語学研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		各2
海外文化研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		各2
海外インターンシップⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		各2
ボランティア活動Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		各1
インターンシップ		2まで
海外自由研究Ⅰ		2
海外自由研究Ⅱ		2
GaidaiプロジェクトⅠ		8まで
GaidaiプロジェクトⅡ		8まで
[B]		
卒業研究		8

2 国際コミュニケーション学科

科 目 名	単位数	
	必修	選択
【多文化国際協カプログラム】		
カルチュラル・スタディーズⅠ		2
カルチュラル・スタディーズⅡ		2
異文化間コミュニケーションⅠ		2
異文化間コミュニケーションⅡ		2
国際関係論		2
国際協力論		2
比較宗教学Ⅰ		2
比較宗教学Ⅱ		2
比較文化論Ⅰ		2
比較文化論Ⅱ		2
メディア文化論Ⅰ		2

メディア文化論Ⅱ		2
長崎文化論Ⅰ		2
長崎文化論Ⅱ		2
世界の言語と文化Ⅰ		2
世界の言語と文化Ⅱ		2
世界の言語と文化Ⅲ		2
世界の言語と文化Ⅳ		2
多文化国際協力演習Ⅰ		2
多文化国際協力演習Ⅱ		2
文化フィールドワークⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		各2
【ヨーロッパ研究プログラム】		
西洋古典学Ⅰ		2
西洋古典学Ⅱ		2
ヨーロッパの文学Ⅰ		2
ヨーロッパの文学Ⅱ		2
ヨーロッパの歴史Ⅰ		2
ヨーロッパの歴史Ⅱ		2
ヨーロッパ文化Ⅰ		2
ヨーロッパ文化Ⅱ		2
ヨーロッパの政治と経済Ⅰ		2
ヨーロッパの政治と経済Ⅱ		2
ヨーロッパ社会論		2
日欧関係論		2
ドイツ語学演習Ⅰ		2
ドイツ語学演習Ⅱ		2
ドイツ文化演習Ⅰ		2
ドイツ文化演習Ⅱ		2
フランス語学演習Ⅰ		2
フランス語学演習Ⅱ		2
フランス文化演習Ⅰ		2
フランス文化演習Ⅱ		2
【アジア研究プログラム】		
東南アジアの社会と文化Ⅰ		2
東南アジアの社会と文化Ⅱ		2
東アジアの歴史Ⅰ		2
東アジアの歴史Ⅱ		2
東アジアの政治と経済Ⅰ		2
東アジアの政治と経済Ⅱ		2
東アジアの社会と文化Ⅰ		2

東アジアの社会と文化Ⅱ		2
東アジア関係論Ⅰ		2
東アジア関係論Ⅱ		2
中国語学演習Ⅰ		2
中国語学演習Ⅱ		2
中国文化演習Ⅰ		2
中国文化演習Ⅱ		2
東アジアの文学Ⅰ		2
東アジアの文学Ⅱ		2
韓国語学演習Ⅰ		2
韓国語学演習Ⅱ		2
韓国文化演習Ⅰ		2
韓国文化演習Ⅱ		2
【日本研究プログラム】		
日本史Ⅰ		2
日本史Ⅱ		2
日本文化研究入門Ⅰ		2
日本文化研究入門Ⅱ		2
日本社会研究入門Ⅰ		2
日本社会研究入門Ⅱ		2
日本文学研究入門Ⅰ		2
日本文学研究入門Ⅱ		2
日本語学研究入門Ⅰ		2
日本語学研究入門Ⅱ		2
日本経営論Ⅰ		2
日本経営論Ⅱ		2
日本の政治と経済Ⅰ		2
日本の政治と経済Ⅱ		2
日本文化研究演習Ⅰ		2
日本文化研究演習Ⅱ		2
日本社会研究演習Ⅰ		2
日本社会研究演習Ⅱ		2
日本文学研究演習Ⅰ		2
日本文学研究演習Ⅱ		2
日本語学研究演習Ⅰ		2
日本語学研究演習Ⅱ		2
【日本語教員養成課程科目】		2
日本語学特論Ⅰ		2
日本語学特論Ⅱ		2

日本語教育特論Ⅰ		2
日本語教育特論Ⅱ		2
日本語教授法Ⅰ		2
日本語教授法Ⅱ		2
日本語教育実習Ⅰ		2
日本語教育実習Ⅱ		2
【留学プログラム科目】		
社会文化特別研究Ⅰ・Ⅱ		各6まで
社会文化特別研究Ⅲ・Ⅳ		各6まで
【Gaidaiプログラム科目】(注2)		
[A]		
海外留学事前研究		2
海外留学事後実習		1
海外語学研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		各2
海外文化研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		各2
海外インターンシップⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		各2
ボランティア活動Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		各1
インターンシップ		2まで
海外自由研究Ⅰ		2
海外自由研究Ⅱ		2
GaidaiプロジェクトⅠ		8まで
GaidaiプロジェクトⅡ		8まで
[B]		
卒業研究		8

※この表の中から科目を開講する。

(すべての科目が毎年開講されるわけではない。)

(注1) **【Gaidaiプログラム科目】[A]、[B]**いずれかの科目から選択必修最低6単位以上。

(注2) (注1)と同

【言語教育科目】

現代英語学科は英語を専修外国語とする。

国際コミュニケーション学科は、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、日本語のいずれかを専修外国語として選ぶものとする。

1 英語科目

科 目 名	単位数	
	必修	選択
【CORE 科目】		
Reading Ⅰ		1
Reading Ⅱ		1

Reading Ⅲ		1
Reading Ⅳ		1
Grammar in Writing Ⅰ		1
Grammar in Writing Ⅱ		1
Grammar in Writing Ⅲ		1
Grammar in Writing Ⅳ		1
Writing Ⅰ		1
Writing Ⅱ		1
Writing Ⅲ		1
Writing Ⅳ		1
Communication Ⅰ *		2
Communication Ⅱ *		2
Communication Ⅲ *		2
Communication Ⅳ *		2
Elementary Presentation Ⅰ		1
Elementary Presentation Ⅱ		1
English Seminar Ⅰ		1
English Seminar Ⅱ		1
English Seminar Ⅲ		1
English Seminar Ⅳ		1
【任意科目】（注1）		
English Seminar V		1
English Seminar VI		1
English Seminar VII		1
English Seminar VIII		1
CORE English Ⅰ		1
CORE English Ⅱ		1
CORE English Ⅲ		1
CORE English Ⅳ		1
Pre ACE Ⅰ		1
Pre ACE Ⅱ		1
Pre ACE Ⅲ		1
Pre ACE Ⅳ		1
【ACE (Advanced Communicative English) 科目】		
Critical Reading Ⅰ		2
Critical Reading Ⅱ		2
Theme Writing Ⅰ		2
Theme Writing Ⅱ		2
Debate Ⅰ		2

Debate II		2
Public Speaking & Presentation I		2
Public Speaking & Presentation II		2
English in Music & Film I		2
English in Music & Film II		2
Current Topics in the World I		2
Current Topics in the World II		2
【英語能力試験科目】 (注2)		
EPT Credits		4まで
【留学科目】 (注3)		
英語特別実習 I・II・III・IV		各10まで

*「Communication I」、「Communication II」、

「Communication III」、「Communication IV」は週二回開講する。

(注1) 必要に応じて開講する。履修及びその単位の認定方法については別に定める。

(注2) 英語能力試験による単位認定。単位認定の基準及び方法については別に定める。

(注3) 留学中に修得した単位を認定する。留学科目及びその単位の認定方法については別に定める。

2 ドイツ語科目

科 目 名	単位数	
	必修	選択
ドイツ語講読 I		1
ドイツ語講読 II		1
ドイツ語文法 I		1
ドイツ語文法 II		1
ドイツ語会話 I		1
ドイツ語会話 II		1
ドイツ語会話 III		1
ドイツ語会話 IV		1
ドイツ語演習 I		1
ドイツ語演習 II		1
ドイツ語講読 III		1
ドイツ語講読 IV		1
ドイツ語文法 III		1
ドイツ語文法 IV		1
ドイツ語会話 V		1
ドイツ語会話 VI		1
ドイツ語作文 I		1
ドイツ語作文 II		1
ドイツ語会話 VII		1

ドイツ語会話Ⅷ		1
ドイツ語作文Ⅲ		1
ドイツ語作文Ⅳ		1
ドイツ語会話上級Ⅰ		1
ドイツ語会話上級Ⅱ		1
ドイツ語表現法Ⅰ		1
ドイツ語表現法Ⅱ		1
時事ドイツ語Ⅰ		1
時事ドイツ語Ⅱ		1
ビジネスドイツ語Ⅰ		1
ビジネスドイツ語Ⅱ		1
独日翻訳演習Ⅰ		1
独日翻訳演習Ⅱ		1
ドイツ語文献講読Ⅰ		1
ドイツ語文献講読Ⅱ		1
資格ドイツ語Ⅰ		1
資格ドイツ語Ⅱ		1
資格ドイツ語Ⅲ		1
資格ドイツ語Ⅳ		1
資格ドイツ語Ⅴ		1
資格ドイツ語Ⅵ		1
【任意科目】 （注1）		
ドイツ語演習Ⅲ		1
ドイツ語演習Ⅳ		1
ドイツ語演習Ⅴ		1
ドイツ語演習Ⅵ		1
【ドイツ語能力試験科目】 （注2）		
IPT Credits		4まで
【留学科目】 （注3）		
ドイツ語特別実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		各10まで

（注1）必要に応じて開講する。

（注2）ドイツ語能力試験による単位認定。単位認定の基準及び方法については別に定める。

（注3）留学中に修得した単位を認定する。留学科目及びその単位の認定方法については別に定める。

3 フランス語科目

科 目 名	単位数
-------	-----

	必修	選択
フランス語講読Ⅰ		1
フランス語講読Ⅱ		1
フランス語文法Ⅰ		1
フランス語文法Ⅱ		1
フランス語会話Ⅰ		1
フランス語会話Ⅱ		1
フランス語会話Ⅲ		1
フランス語会話Ⅳ		1
フランス語演習Ⅰ		1
フランス語演習Ⅱ		1
フランス語講読Ⅲ		1
フランス語講読Ⅳ		1
フランス語文法Ⅲ		1
フランス語文法Ⅳ		1
フランス語会話Ⅴ		1
フランス語会話Ⅵ		1
フランス語作文Ⅰ		1
フランス語作文Ⅱ		1
フランス語会話Ⅶ		1
フランス語会話Ⅷ		1
フランス語作文Ⅲ		1
フランス語作文Ⅳ		1
フランス語会話上級Ⅰ		1
フランス語会話上級Ⅱ		1
フランス語表現法Ⅰ		1
フランス語表現法Ⅱ		1
時事フランス語Ⅰ		1
時事フランス語Ⅱ		1
ビジネスフランス語Ⅰ		1
ビジネスフランス語Ⅱ		1
仏日翻訳演習Ⅰ		1
仏日翻訳演習Ⅱ		1
フランス語文献講読Ⅰ		1
フランス語文献講読Ⅱ		1
資格フランス語Ⅰ		1
資格フランス語Ⅱ		1
資格フランス語Ⅲ		1
資格フランス語Ⅳ		1
資格フランス語Ⅴ		1
資格フランス語Ⅵ		1

【任意科目】 （注 1）		
フランス語演習Ⅲ		1
フランス語演習Ⅳ		1
フランス語演習Ⅴ		1
フランス語演習Ⅵ		1
【フランス語能力試験科目】 （注 2）		
IPT Credits		4 まで
【留学科目】 （注 3）		
フランス語特別実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		各 10 まで

（注 1）必要に応じて開講する。

（注 2）フランス語能力試験による単位認定。単位認定の基準及び方法については別に定める。

（注 3）留学中に修得した単位を認定する。留学科目及びその単位の認定方法については別に定める。

4 中国語科目

科 目 名	単位数	
	必修	選択
中国語講読Ⅰ		1
中国語講読Ⅱ		1
中国語文法Ⅰ		1
中国語文法Ⅱ		1
中国語会話Ⅰ		1
中国語会話Ⅱ		1
中国語会話Ⅲ		1
中国語会話Ⅳ		1
中国語演習Ⅰ		1
中国語演習Ⅱ		1
中国語講読Ⅲ		1
中国語講読Ⅳ		1
中国語文法Ⅲ		1
中国語文法Ⅳ		1
中国語会話Ⅴ		1
中国語会話Ⅵ		1
中国語作文Ⅰ		1
中国語作文Ⅱ		1
中国語作文Ⅲ		1
中国語作文Ⅳ		1
中国語会話Ⅶ		1

中国語会話Ⅷ		1
中国語会話上級Ⅰ		1
中国語会話上級Ⅱ		1
中国語通訳演習Ⅰ		1
中国語通訳演習Ⅱ		1
時事中国語Ⅰ		1
時事中国語Ⅱ		1
ビジネス中国語Ⅰ		1
ビジネス中国語Ⅱ		1
中国語翻訳演習Ⅰ		1
中国語翻訳演習Ⅱ		1
中国語文献講読Ⅰ		1
中国語文献講読Ⅱ		1
資格中国語Ⅰ		1
資格中国語Ⅱ		1
資格中国語Ⅲ		1
資格中国語Ⅳ		1
資格中国語Ⅴ		1
資格中国語Ⅵ		1
【任意科目】 （注1）		
中国語演習Ⅲ		1
中国語演習Ⅳ		1
中国語演習Ⅴ		1
中国語演習Ⅵ		1
【中国語能力試験科目】 （注2）		
IPT Credits		4まで
【留学科目】 （注3）		
中国語特別実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		各10まで

（注1）必要に応じて開講する。

（注2）中国語能力試験による単位認定。単位認定の基準及び方法については別に定める。

（注3）留学期中に修得した単位を認定する。留学科目及びその単位の認定方法については別に定める。

5 韓国語科目

科 目 名	単位数	
	必修	選択
韓国語講読Ⅰ		1
韓国語講読Ⅱ		1
韓国語文法Ⅰ		1

韓国語文法Ⅱ		1
韓国語会話Ⅰ		1
韓国語会話Ⅱ		1
韓国語会話Ⅲ		1
韓国語会話Ⅳ		1
韓国語演習Ⅰ		1
韓国語演習Ⅱ		1
韓国語講読Ⅲ		1
韓国語講読Ⅳ		1
韓国語文法Ⅲ		1
韓国語文法Ⅳ		1
韓国語会話Ⅴ		1
韓国語会話Ⅵ		1
韓国語作文Ⅰ		1
韓国語作文Ⅱ		1
韓国語作文Ⅲ		1
韓国語作文Ⅳ		1
韓国語会話Ⅶ		1
韓国語会話Ⅷ		1
韓国語会話上級Ⅰ		1
韓国語会話上級Ⅱ		1
韓国語通訳演習Ⅰ		1
韓国語通訳演習Ⅱ		1
時事韓国語Ⅰ		1
時事韓国語Ⅱ		1
ビジネス韓国語Ⅰ		1
ビジネス韓国語Ⅱ		1
韓国語翻訳演習Ⅰ		1
韓国語翻訳演習Ⅱ		1
韓国語文献講読Ⅰ		1
韓国語文献講読Ⅱ		1
資格韓国語Ⅰ		1
資格韓国語Ⅱ		1
資格韓国語Ⅲ		1
資格韓国語Ⅳ		1
資格韓国語Ⅴ		1
資格韓国語Ⅵ		1
【任意科目】 （注1）		
韓国語演習Ⅲ		1
韓国語演習Ⅳ		1

韓国語演習 V		1
韓国語演習 VI		1
【韓国語能力試験科目】 (注 2)		
IPT Credits		4 まで
【留学科目】 (注 3)		
韓国語特別実習 I・II・III・IV		各 10 まで

(注 1) 必要に応じて開講する。

(注 2) 韓国語能力試験による単位認定。単位認定の基準及び方法については別に定める。

(注 3) 留学中に修得した単位を認定する。留学科目及びその単位の認定方法については別に定める。

6 日本語科目

科 目 名	単位数	
	必修	選択
初中級日本語 I		1
初中級日本語 II		1
初中級日本語 III		1
初中級日本語 IV		1
初中級日本語 V		1
初中級日本語 VI		1
初中級日本語 VII		1
初中級日本語 VIII		1
日本語読解 I		1
日本語読解 II		1
日本語読解 III		1
日本語読解 IV		1
日本語読解 V		1
日本語読解 VI		1
日本語読解 VII		1
日本語読解 VIII		1
日本語読解 IX		1
日本語読解 X		1
日本語聴解 I		1
日本語聴解 II		1
日本語聴解 III		1
日本語聴解 IV		1
日本語聴解 V		1
日本語聴解 VI		1
日本語聴解 VII		1
日本語聴解 VIII		1

日本語聴解IX		1
日本語聴解X		1
総合日本語 I		1
総合日本語 II		1
総合日本語 III		1
総合日本語 IV		1
総合日本語 V		1
総合日本語 VI		1
総合日本語 VII		1
総合日本語 VIII		1
総合日本語 IX		1
総合日本語 X		1
日本語表現技術 I		1
日本語表現技術 II		1
日本語表現技術 III		1
日本語表現技術 IV		1
日本語表現技術 V		1
日本語表現技術 VI		1
日本語表現技術 VII		1
日本語表現技術 VIII		1
日本語表現技術 IX		1
日本語表現技術 X		1
応用日本語 I		1
応用日本語 II		1
応用日本語 III		1
応用日本語 IV		1
応用日本語 V		1
応用日本語 VI		1
応用日本語 VII		1
応用日本語 VIII		1
漢字 I		1
漢字 II		1
漢字 III		1
漢字 IV		1
非漢字圏日本語 I		1
非漢字圏日本語 II		1
キャリア日本語 I		1
キャリア日本語 II		1
日本事情 I		1
日本事情 II		1
資格日本語 I		1

資格日本語Ⅱ		1
日中(中日)通訳演習Ⅰ		1
日中(中日)通訳演習Ⅱ		1
日韓(韓日)通訳演習Ⅰ		1
日韓(韓日)通訳演習Ⅱ		1
日中(中日)翻訳演習Ⅰ		1
日中(中日)翻訳演習Ⅱ		1
日韓(韓日)翻訳演習Ⅰ		1
日韓(韓日)翻訳演習Ⅱ		1
基礎日本語Ⅰ		4まで
基礎日本語Ⅱ		4まで
基礎日本語Ⅲ		4まで
基礎日本語Ⅳ		4まで
【任意科目】(注1)		
日本語演習Ⅰ		1
日本語演習Ⅱ		1
日本語演習Ⅲ		1
日本語演習Ⅳ		1
日本語演習Ⅴ		1
日本語演習Ⅵ		1
日本語演習Ⅶ		1
日本語演習Ⅷ		1
基礎日本語演習Ⅰ		1
基礎日本語演習Ⅱ		1
基礎日本語演習Ⅲ		1
基礎日本語演習Ⅳ		1
基礎日本語演習Ⅴ		1
基礎日本語演習Ⅵ		1
基礎日本語演習Ⅶ		1
基礎日本語演習Ⅷ		1
【日本語能力試験科目】(注2)		
日本語能力試験N1		2

(注1) 必要に応じて開講する。

(注2) 日本語能力試験による単位認定。単位認定の基準及び方法については別に定める。

7 その他の外国語(注)

(英語・ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語・日本語以外の言語)		20まで
----------------------------------	--	------

(注) 他の大学等で修得した単位を認定する。認定方法については別に定める。

※この表の中から科目を開講する。(すべての科目が毎年開講されるわけではない。)

別表 2

1 中学校教諭一種免許状 外国語（英語）

授 業 科 目	単位数
教育原理	2
教職概論	2
教育制度	2
教育心理学	2
特別支援教育	2
道德教育論	2
教育方法学	2
生徒・進路指導論	2
教育相談	2
教育実習事前事後指導	1
教育実習 I	2
教育実習 II	2
総合的な学習の時間及び特別活動の指導法	2
教職実践演習（中・高）	2
英語科教育法 I ※	2
英語科教育法 II ※	2
英語科教育法 III ※	2
英語科教育法 IV ※	2
学校インターンシップ	2

※「英語科教育法 I」、「同 II」、「同 III」及び「同 IV」は、現代英語学科専門教育科目として認定し卒業に必要な単位に含めることができる。

2 高等学校教諭一種免許状 外国語（英語）

授 業 科 目	単位数
教育原理	2
教職概論	2
教育制度	2
教育心理学	2
特別支援教育	2
総合的な学習の時間及び特別活動の指導法	2
教育方法学	2
生徒・進路指導論	2
教育相談	2
教育実習事前事後指導	1
教育実習 I	2
教職実践演習（中・高）	2
英語科教育法 I ※	2

英語科教育法Ⅱ※	2
学校インターンシップ	2

※「英語科教育法Ⅰ」及び「同Ⅱ」は、現代英語学科専門教育科目として認定し卒業に必要な単位に含めることができる。

別表 3

1 日本研究コース（JASIN）科目

科目名	単位数
Japanese 1	4
Japanese 2	4
Japanese 3	4
Japanese 4	4
Reading in Japanese	1
Introduction to Japanese Society	2
Overview of Japanese History A	2
Overview of Japanese History B	2
Modern Japanese History	2
Japanese Culture A	2
Japanese Culture B	2
Japanese Film A	2
Japanese Film B	2
Japanese Literary History A	2
Japanese Literary History B	2
Contemporary Japanese Literature A	2
Contemporary Japanese Literature B	2
Japanese Business A	2
Japanese Business B	2
Japanese Management A	2
Japanese Management B	2
Teaching Foreign Languages	2
Japanese Linguistics A	2
Japanese Linguistics B	2
Nagasaki Fieldwork A	2
Nagasaki Fieldwork B	2
Peace Studies	2
Independent Study A	2
Independent Study B	2
Seminar in Japanese Studies A	2
Seminar in Japanese Studies B	2

2 国際交流コース（NICS）科目

科目名	単位数
日本語 5A（口頭表現）	1
日本語 5A（文章表現）	1
日本語 5A（読解）	1
日本語 5A（聴解）	1
日本語 5B（口頭表現）	1
日本語 5B（文章表現）	1
日本語 5B（読解）	1
日本語 5B（聴解）	1
日本語 6A（口頭表現）	1
日本語 6A（文章表現）	1
日本語 6A（読解）	1
日本語 6A（聴解）	1
日本語 6B（口頭表現）	1
日本語 6B（文章表現）	1
日本語 6B（読解）	1
日本語 6B（聴解）	1
日本語 7A（口頭表現）	1
日本語 7A（文章表現）	1
日本語 7A（読解）	1
日本語 7A（聴解）	1
日本語 7B（口頭表現）	1
日本語 7B（文章表現）	1
日本語 7B（読解）	1
日本語 7B（聴解）	1
応用日本語 I	1
応用日本語 II	1
応用日本語 III	1
応用日本語 IV	1
応用日本語 V	1
応用日本語 VI	1
応用日本語 VII	1
応用日本語 VIII	1

ビジネス日本語 A	1
ビジネス日本語 B	1
日中翻訳演習 1A	1
日中翻訳演習 1B	1
日中翻訳演習 2A	1
日中翻訳演習 2B	1
日韓翻訳演習 A	1
日韓翻訳演習 B	1
日本の文化 A	2
日本の文化 B	2
日本の文学 A	2
日本の文学 B	2
日本の社会 A	2
日本の社会 B	2
日本のビジネス A	2
日本のビジネス B	2
長崎と世界 A	2
長崎と世界 B	2
自由課題研究 A	2
自由課題研究 B	2
International Relations	2
International Cooperation	2
NICS 特別演習 A	2
NICS 特別演習 B	2

3 共通科目

科目名	単位数
漢字語彙 1	1
漢字語彙 2	1
漢字語彙 3	1
漢字語彙 4	1
資格試験日本語 1A	1
資格試験日本語 1B	1
資格試験日本語 2A	1
資格試験日本語 2B	1

資格試験日本語 3A	1
資格試験日本語 3B	1
講座日本事情 1A	2
講座日本事情 1B	2
講座日本事情 2A	2
講座日本事情 2B	2
アクティブ日本事情 A	2
アクティブ日本事情 B	2
実習・日本の伝統文化 1	1
実習・日本の伝統文化 2	1
実習・日本の伝統文化 3	1
実習・日本の武道	1
外国語教育実習 A	4まで
外国語教育実習 B	4まで

別表 4

入学検定料、入学金並びに授業料等の学費

(1) 入学検定料及び入学金の金額

(単位 : 円)

費 目	学 年	金 額	備 考
入 学 検 定 料	1年次	32,000	インターネット出願の場合、 30,000
入 学 検 定 料 (大学入試センター試験利 用入試のみ)	1年次	15,000	インターネット出願の場合、 13,000
入 学 金	1年次	250,000	入学手続き時に納入

3年次編入学の場合は入学検定料30,000円。入学金は1年次入学と同じ。

(2) 授業料等の金額 (1年次入学)

(単位 : 円)

費 目	学 年	金 額	備 考
授 業 料	1 年 次	610,000	年 額
	2 年 次	610,000	年 額
	3 年 次	630,000	年 額
	4 年 次	630,000	年 額
施 設 設 備 費	1 年 次	377,000	年 額

	2 年 次	3 7 7,0 0 0	年 額
	3 年 次	3 8 7,0 0 0	年 額
	4 年 次	3 8 7,0 0 0	年 額

(3) 授業料等の金額（2、3年次入学者）

（単位：円）

費 目	学 年	金 額	備 考
授 業 料	2 年 次	5 9 0,0 0 0	年 額
	3 年 次	6 1 0,0 0 0	年 額
	4 年 次	6 1 0,0 0 0	年 額
施 設 設 備 費	2 年 次	3 7 7,0 0 0	年 額
	3 年 次	3 8 7,0 0 0	年 額
	4 年 次	3 8 7,0 0 0	年 額